

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公 印 省 略)

令和 4 年度医療機能情報提供制度に係る医療機関調査の実施及び
システム移行に伴うメールアドレスの確認等について（ご周知）

平素は本会事業の推進にあたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府より令和 4 年度医療機能情報提供制度に係る医療機関調査の実施及びシステム移行に伴うメールアドレスの確認等についての周知依頼がございました。この調査は医療法第 6 条の 3 第 1 項に基づく医療機関調査として、大阪府内の各医療機関の管理者を対象に毎年実施されております。大阪府医療機関情報システムまたは FAX による回答が可能で、令和 5 年 1 月 23 日から順次、各医療機関に対して調査の実施に関する通知される予定です。

また、令和 6 年 4 月から、大阪府医療機関情報システムは全国統一システムに移行し、以後、医療機能情報提供制度に係る医療機関調査は原則、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を介した回答が求められるとのことです。このシステム移行への準備として、令和 5 年 3 月を目途に、大阪府医療機関情報システム上の各医療機関のメールアドレス宛に、G-MIS の利用者情報登録に係るご案内が送付される予定であり、上記調査に際してメールアドレスのご確認と入力への協力が求められておりますことをご了知おきくださいますようよろしくお願い申し上げます。

◆届出に関する詳細内容の問い合わせ等は以下の通りです。

大阪府健康医療部 保険医療室保険医療企画課

計画推進グループ 吉武氏（電話 06-6944-6028 内線 2508）

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室
T E L 06-6763-7021 F A X 06-6764-0267

令和4年度 医療機能情報提供制度に係る医療機関調査 (大阪府医療機関情報システム調査) にご回答ください

医療法第6条の3に基づき、医療機関の管理者は、一年に一回以上、知事が定める方法により医療機能に関する情報を知事に報告し、知事は報告された情報を公表することとされています（医療機能情報提供制度）。

大阪府では、当該報告を求めるため、毎年度、府内の全ての医療機関に対して、「大阪府医療機関情報システム」を活用した調査（以下、「本調査」という。）を実施しております。つきましては、大阪府医療機関情報システムにより、本調査にご回答ください。

なお、回答された情報につきましては、リアルタイムでシステムに反映されます。

【回答方法】大阪府医療機関情報システムへの入力

▶ <https://www.mfis.pref.osaka.jp>

大阪府医療機関情報システム

検索



【回答期限】令和5年2月10日（金）まで

《 修正がない場合でも「入力完了」ボタンを押してください。この入力がないと未回答として処理されます。 》

※本通知裏面の様式を使用したFAXによる回答も可能です。

※内容につきましては、上記に加えて、医療法第30条の4に基づき本府が定める「大阪府医療計画」の基礎データとし、その一部は会議等の資料として公表する場合がありますので、内容を十分に精査いただき、漏れ・誤りのないようにしてください。

※開設（開設者の変更及び移転を含みます。）等により、本調査実施の直前に報告を行っていただいた医療機関につきましても、今回、調査項目が追加・変更されていますので、改めて内容を確認の上、再度ご回答をお願いします。

貴
機
関
の
ロ
グ
イ
ン
用
コ
ー
ド
・
パ
ス
ワ
ー
ド

機関名

所在地

機関コード※1

パスワード※2

※1 機関コードは令和5年4月からのG-MISの利用者情報入力の際にも必要になります。

※2 パスワードは英数字の半角で、大文字と小文字が混在しています。

大阪府医療機関情報システムでのログイン方法

③ 「医療機能関係者ログイン」をクリック

① 大阪府医療機関情報システム

(<https://www.mfis.pref.osaka.jp>) のページを開く

④ 「機関コード」「パスワード」を入力してログイン

【お問い合わせ先】

大阪府医療機関情報システム調査事務局（委託先）

株式会社 N T T データ関西 第二公共事業部

〒530-0003 大阪市北区堂島3-1-21

T E L（平日 9:30～17:00）

06-4796-6870（※本調査に係る専用回線）

本調査につきましては、「株式会社 N T T データ関西」に一部業務を委託しておりますので、ご不明な点がある場合は左記のお問い合わせ先にご連絡ください。

また、「大阪府医療機関情報システム調査事務局（同社担当）」から、内容確認等の連絡をさせていただく場合がありますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

調 査 概 要

目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関の管理者は、医療を受ける者が医療機関の選択を適切に行うために必要な情報を都道府県知事へ報告すること（医療法第6条の3第1項及び第2項）が、また、都道府県知事はその報告された事項を公表すること（同法同条第5項）が、それぞれ義務付けられています（医療機能情報提供制度）。 ○ 本調査への回答をもって、上記の知事への報告がなされたものとみなします。 ○ なお、医療法第7条に基づく申請・届出の手続きは別途必要ですのでご注意ください。
対象	○ 大阪府内全ての医療機関。
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省（医療法施行規則等）が定めた項目。 ○ 大阪府が医療機関情報システム医療機能情報管理委員会の意見を聴いて定めた項目。 ○ 大阪府が健康医療行政の推進に資するための基礎データとするために定めた項目。
調査基準日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年1月1日時点の情報を報告してください。 ○ 但し、調査項目に基準日（期間等）の記載がある場合は、それに従ってください。
回答方法	○ システム（インターネット）又はFAXにより、ご回答ください。 修正がない場合でも、必ず回答してください。
調査回答後の修正方法	○ システム（インターネット）により、24時間・365日、いつでも修正することができます。

＜追加・変更項目＞ 令和3年度の調査から追加・変更された項目は、以下のとおりです。

病院、診療所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類 「紹介受診重点医療機関」及び「紹介受診重点診療所」を追加 ■ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項 「一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う認定に係る医師又は歯科医師の専門性に関する資格」を追加
歯科診療所	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類 「紹介受診重点診療所」を追加 ■ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項 「一般社団法人日本歯科専門医機構が行う認定に係る歯科医師の専門性に関する資格」を追加

調査概要及び追加・変更項目の詳細につきましては、下記の大阪府ホームページをご確認ください。

＜大阪府ホームページ「令和4年度医療機能情報提供制度に係る医療機関調査について」＞

https://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/mfi_survey/index.html

大阪府 医療機能情報提供制度 検索



お知らせ

医療機能情報提供制度における報告・公表システムの移行について

現在、厚生労働省において、全国の医療機関を検索可能な医療情報サイト（全国統一システム）を構築しているところです。このため、令和6年4月から、大阪府医療機関情報システムの検索サイトは全国統一システムに移行する予定です。これに伴い、現在、大阪府医療機関情報システムに入力いただいている医療機能情報提供制度に係るご報告につきましては、**令和6年1月以降は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）においてご報告いただくこととなります。**

＜メールアドレスの入力に誤りがないか、ご確認をお願いします！＞

- 令和5年4月から6月の3か月の間に、**G-MISにおいて利用者情報の入力**をしていただく必要があります。（既にG-MISアカウントを持っている医療機関を含め、全医療機関が対象です。）
- 上記の利用者情報入力の案内は、令和5年3月を目途に、**大阪府医療機関情報システムに登録されているメールアドレス**あて送付されます。それまでに必ず大阪府医療機関情報システム上の**メールアドレスの確認・登録**をお願いします。
※現在、メールアドレスの未入力や、使用されていないメールアドレス・メールアドレス以外の情報（ホームページのURL等）が登録されている等の例を多数確認しております。
- 上記の利用者情報入力を行っていただいた場合、令和5年11月から順次、G-MISアカウントがG-MISから各医療機関に直接通知される予定です（上記の利用者情報入力を行った時点で既にG-MISアカウントを持っていた医療機関には、G-MISアカウントの確認が完了した旨が通知されます。）。

令和5年1～2月

メールアドレスの確認・登録

令和5年4～6月

G-MISにおける利用者情報の入力

令和5年11月～

G-MISアカウント等の通知開始（順次）

令和6年1月～

G-MISでの医療機関情報提供制度に係る入力利用開始

令和6年4月～

住民向けに全国統一システム稼働

大阪府医療機関情報システムへのメールアドレスの入力徹底をお願いします

G-MISを通じて利用者情報の入力をお願いします

全国統一システムへの移行につきましては、下記の大阪府ホームページをご確認ください。

＜大阪府ホームページ「大阪府医療機関情報システムの移行について【令和6年以降】」＞

https://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/mfi_zenkokusystem/index.html

大阪府 全国統一システム

検索

